

第八十四回
貴族議會

訴訟費用等臨時措置法案特別委員會議事速記録第一號

昭和十九年一月二十二日(土曜日)午前十時〇九分開會

○委員長(子爵保科正昭君) 是ヨリ開會致シマス、昨日ニ引續イテ本日ハ質問ヲ願ヒ

マスガ、御質疑ノ順序ト致シマシテハ、三法案ノ中、最初ニ訴訟費用等臨時措置法案

ニ付キマシテ御質疑ヲ願ヒマシテ、又ソレガ終リマシタラ、第二ノ次ニ進ムコトニ致シタイト存ジマス、御異議ガナケレバ是カラ御質問ヲ願ヒマス

○内田重成君 私ハ大體ノコトヲ御尋ネスルノデスガ、是ハ訴訟費用等臨時措置法ノミデハナク、會社等臨時措置法ニモ關聯スル譯アリマスガ、其ノ第一條ニ、「戰時ニ

於ケル民事訴訟費用、刑事訴訟費用、執達吏手數料等ニ關スル特例ハ本法ノ定ムル所ニ依ル」ト云フコトデ、題目ノ如ク臨時措置法ニ相成ッテ居ルノデアリマスガ、其ノ内容ヲ見マスレバ、必ズシモ是ハ戰時ニ限

ラヌト云フヤウナ條文ハ、チヨット二條以下ニ見當ツテ居ラヌノデアリマス、斯ウ云フ風ニ、最早第二條以下ノ規定ト云フモノハ、當然平時ニ於テモスクノ如ク改正サルベキモノデアルト考ヘルノデアリマスガ、何處カ是ガ戰時ト平時トノ區分ヲ認メルヤウ

ハ、當然平時ニ於テモスクノ如ク改正サルベキモノデアルト考ヘルノデアリマスガ、何處カ是ガ戰時ト平時トノ區分ヲ認メルヤウ

ナ所ガアル譯デゴザイマセウカ、是ハスウ云フ時期ニ於テノ立法トシテハ、戰時法ト

シテ特別ニ斯ウ云フ風ノ法律ヲ御作リニナ

ル特別ナ理由デモアリマシテ、斯ノ如ク相成ッテ居ルノデアリマスカ、是ガ假ニ平時ニナリマシタ場合ニ、此ノ二條、三條、四條、五條等ノ規定ガ又是以下ノ金額デ相濟ムト云

フヤウナ御考デモアルノデアリマセウカ、如何デゴザイマセウカ、其ノ點ヲ大體トシテ伺ツテ置キタイト思ヒマス

○國務大臣(岩村通世君) 只今ノ御尋ニ御答へ致シマス、本法案ヲ戰時立法ト致シマシタ理由ハ、御承知ノ通り、戰爭開始以來

今日ニ至ル迄ノ經濟事情等ヲ觀察致シテ見マスト、戰爭ノ爲ニ諸費用ガ非常ニ騰貴ヲ致シテ參ツテ居リマス、左様ナ關係デ戰時

中ハ、現在ノ如キ低額デハ到底實情ニ副ハナイ、戰時中ハ是非共實情ニ副フヤウニ總テノ金額ヲ引上げタイト云フノガ此ノ法案

ノ趣意デアリマス、此ノ戰爭ガ終リマシテ平時ニ復シ……平常ノ經濟狀態ニ直チニ復

スルトハ考ヘテ居リマセヌガ、戰爭デモ終了致シマシタラバ、復經濟狀態ト云フモノハ變ツテ來ルコトガアルノデハナイカ、ソレデアリマスカラ、少クトモ今日ハ平時ヨリ

非常ニ諸費用ガ嵩シデ參ツテ居リマス、ソレニ對應スル爲ニ本法案ヲ要スル、斯ウ云フ趣旨デゴザイマス、戰爭ガ終レバ必ズ直グ

ニ復スルトハ私共考ヘテ居リマセヌケレバ、下ッタ際ニ、ソレニ適應スル措置ヲ

ノデハナイカ、其ノ際ニハ、又諸費用ガ下

ドモ、戰時中トハ又變ツタ經濟狀態ニナル

是ハ大體地方々々ニ依ツテ政府ヨリ凡ソ其ノ時ニ適當ナ私共措置ヲ講ジマシテ執行ノ

ト思ヒマスガ、到底今日ノ現行ノ規定ニ於テハ、實ハ出張シテモ旅費ガ支辨ガ出來ナ

スルト、其ノ他ノ方面ノ法規ニモ影響スルノリマス、唯一般ニ物價騰貴ト云フコトガ理

由ニナツテ、其ノ爲ニ此ノ法律ヲ變ヘルト云テ伺ツテ置キタイト思ヒマス

○内田重成君 私ハ恐ラク左様ナコトデアラウカト解釋ヲシタノデス、其ノ理由ヲ以テ

デヤナカラウカト云フコトヲ感ズルノデアリマス、唯一般ニ物價騰貴ト云フコトガ理

由ニナツテ、其ノ爲ニ此ノ法律ヲ變ヘルト云テ伺ツテ置キタイト思ヒマス

○國務大臣(岩村通世君) 只今ノ御尋ニ御

考ヘ致シマス、本法案ヲ戰時立法ト致シマシタ理由ハ、御承知ノ通り、戰爭開始以來

今日ニ至ル迄ノ經濟事情等ヲ觀察致シテ見マスト、戰爭ノ爲ニ諸費用ガ非常ニ騰貴ヲ致シテ參ツテ居リマス、左様ナ關係デ戰時

中ハ、現在ノ如キ低額デハ到底實情ニ副ハナイ、戰時中ハ是非共實情ニ副フヤウニ總

テノ金額ヲ引上げタイト云フノガ此ノ法案

ノ趣意デアリマス、此ノ戰爭ガ終リマシテ

平時ニ復シ……平常ノ經濟狀態ニ直チニ復

スルトハ考ヘテ居リマセヌガ、戰爭デモ終了致シマシタラバ、復經濟狀態ト云フモノハ變ツテ來ルコトガアルノデハナイカ、ソレ

デアリマスカラ、少クトモ今日ハ平時ヨリ

アリマス、其ノ一例ヲ申上ゲマスルト、極端ナ例ヒマス、併シナガラ其ノ影響ハ今日ノ經濟

界ニ非常ナ惡イ影響ヲ與ヘルト云フ程度ノモノデハナイト思ヒマス、而モ今日ノ費用ニ

モ、訴訟費用等臨時措置法ニ依ツテ諸費用考慮ガアリマシタ譯ト考ヘマスガ、……

○國務大臣(岩村通世君) 無論戰時中ト雖モ、訴訟費用等臨時措置法ニ依ツテ諸費用考慮ガアリマシタ譯ト考ヘマスガ、……

○内田重成君 私ハ恐ラク左様ナコトデアラウカト解釋ヲシタノデス、其ノ理由ヲ以テ

デヤナカラウカト云フコトヲ感ズルノデアリマス、唯一般ニ物價騰貴ト云フコトガ理

由ニナツテ、其ノ爲ニ此ノ法律ヲ變ヘルト云テ伺ツテ置キタイト思ヒマス

○内田重成君 其ノ點ハ此ノ程度デ措キマシテ、私ハモウ一點伺ヒタイノハ、第三條

等ニ於キマシテハ、皆何圓以内ト云フ風ニ、皆場合々々ニ依ツテ規定ガシテゴザイ

マス、是ハ現行法ト同ジゴザイマスガ、

而シテ裁判所ノ豫審判事又ハ受託判事ノ意見デ其ノ額ハ決メルト云フコトデゴザイ

マスガ、是ハ地方的ニ狀況ノ變化ガアルノ

デ、斯クノ如ク「以内」ト云フコトニ相成ツ

シテ、出掛ケテ豫想外ニ宿泊ノ時日ガ多クナリマシタリ、色々ナコトデ、殆ド執達吏等

ハ今日ノ規定ニ於テハ、執行ノ手續ガ出來ナイト云フコトマデゴザイマス、ソレハ其

ノ時ニ適當ナ私共措置ヲ講ジマシテ執行ノ

ノ地方ノ狀況ヲ御調ベニナツタ上デ、各地

ノ裁判所ニハソレハ御内示デアルトカ、御指令デアルトカ云フ風ニ相成ツテ居ルノ

デアリマスガ、全ク是ハ其ノ地方ノ裁判所

ノ事情ヲ御斟酌ニ相成ル譯ニ相成ツテ居リ

マスガ、私ノ唯感ジマスノハ、以内ト云
フコトデアレバ、甲地、乙地ニ依ッテ差別
モ生ズルデアラウシ、又人ニ依ッテモ各其
ノ斟酌ノ區分ガ違ツテ來ルノデアラウ、從ツ
テ金額ニ於テモ色々々違ヒガ生ズルノデヤナ
カラウカト云フヤウナコトヲ感ズルノデア
リマスガ、私ハ實際ヲ存ジマセヌカラ伺フ
ノデアリマスガ、寧ロ是ハ大體是ダケノコ
トデアルナラバ、モウ「以内」ト云フ文字ヲ
無クシテシマツテ、確定的ニ御決メニナツタ
ラドウデアラウカト云フヤウナ感ジヲ持チ
マスカラ、此ノ御尋ヲ致スノデアリマス
○政府委員(大森洪太君) 只今御尋ノ點ニ
付キマシテ實情ヲ申上ダマスルト、先づ地
域的ニハ御示シノ通リデアリマシテ、此ノ地方
ニ甲號、乙號、丙號ト三階段ノ地域ニ分子
マシテ、個々バラニナルコトヲ避ケマシ
テ、司法省デ統一ヲ致シマシテ、現在
ハ甲號並、此ノ地方ハ乙號並、此ノ地方ハ
丙號並、斯ウ云フヤウニ致シテ居リマス、
デアリマスルカラ、地域的ニ見マスルト三
階級ニ分レルノデアリマスガ、又特ニ其ノ
人ニ重キヲ置ク場合モアリマシテ、鑑定人
等ニ於キマシテ、特ニ其ノ人ニ敬意ヲ拂ヒ
マシテ、最高度ノ額ヲ支給セシムル場合モ
アルノデアリマシテ、ソレ等ニ付キマシテ
モ總テ、大體ノ基準ハ司法省方各廳ニ之ヲ
示シマシテ、最高度ノ範圍内ニ於テ右申
居ルノデアリマス、唯總テ此ノ最高度ヲ支
給致シマスルト、會計豫算ノ問題ニモ支障
ガアリマシテ、支離滅裂ノナイヤウニ計ツテ
シマシタヤウナ地域的ニハ三階段、サウシ
テ或特殊ノ人ニハ相當ノ斟酌ヲスル、此ノ
實情ガ今日ノ處適當デハナイカト考ヘテ居
ル次第アリマス

○内閣重成君 能ク分リマシタ
○山隈康君 内田委員ノ質問ニ牽聯シテ御
尋ヲシタイト思ヒマス、現在ノ物價ノ上カ
リマスガ、私ハ實際ヲ存ジマセヌカラ伺フ
ノデアリマスガ、寧ロ是ハ大體是ダケノコ
トデアルナラバ、モウ「以内」ト云フ文字ヲ
無クシテシマツテ、確定的ニ御決メニナツタ
ラドウデアラウカト云フヤウナ感ジヲ持チ
マスカラ、此ノ御尋ヲ致スノデアリマス
○政府委員(大森洪太君) 只今御尋ノ點ニ
付キマシテ實情ヲ申上ダマスルト、先づ地
域的ニハ御示シノ通リデアリマシテ、此ノ地方
ニ甲號、乙號、丙號ト三階段ノ地域ニ分子
マシテ、個々バラニナルコトヲ避ケマシ
テ、司法省デ統一ヲ致シマシテ、現在
ハ甲號並、此ノ地方ハ乙號並、此ノ地方ハ
丙號並、斯ウ云フヤウニ致シテ居リマス、
デアリマスルカラ、地域的ニ見マスルト三
階級ニ分レルノデアリマスガ、又特ニ其ノ
人ニ重キヲ置ク場合モアリマシテ、鑑定人
等ニ於キマシテ、特ニ其ノ人ニ敬意ヲ拂ヒ
マシテ、最高度ノ額ヲ支給セシムル場合モ
アルノデアリマシテ、ソレ等ニ付キマシテ
モ總テ、大體ノ基準ハ司法省方各廳ニ之ヲ
示シマシテ、最高度ノ範圍内ニ於テ右申
居ルノデアリマス、唯總テ此ノ最高度ヲ支
給致シマスルト、會計豫算ノ問題ニモ支障
ガアリマシテ、支離滅裂ノナイヤウニ計ツテ
シマシタヤウナ地域的ニハ三階段、サウシ
テ或特殊ノ人ニハ相當ノ斟酌ヲスル、此ノ
實情ガ今日ノ處適當デハナイカト考ヘテ居
ル次第アリマス

ニ牽聯ヲシタコトデアリマス、只今最高額
ヲ決ヌテ、其ノ以下ヲ認定ニ依ッテ決定ス
ル、是ハ至極私ハ結構タト思ヒマスルガ、
ラ致シマシテ、此ノ所定ノ金額ハ寧ロ低キ
ノデアリマスガ、寧ロ是ハ大體是ダケノコ
トデアルナラバ、モウ「以内」ト云フ文字ヲ
無クシテシマツテ、確定的ニ御決メニナツタ
ラドウデアラウカト云フヤウナ感ジヲ持チ
マスカラ、此ノ御尋ヲ致スノデアリマス
○政府委員(大森洪太君) 只今御尋ノ點ニ
付キマシテ實情ヲ申上ダマスルト、先づ地
域的ニハ御示シノ通リデアリマシテ、此ノ地方
ニ甲號、乙號、丙號ト三階段ノ地域ニ分子
マシテ、個々バラニナルコトヲ避ケマシ
テ、司法省デ統一ヲ致シマシテ、現在
ハ甲號並、此ノ地方ハ乙號並、此ノ地方ハ
丙號並、斯ウ云フヤウニ致シテ居リマス、
デアリマスルカラ、地域的ニ見マスルト三
階級ニ分レルノデアリマスガ、又特ニ其ノ
人ニ重キヲ置ク場合モアリマシテ、鑑定人
等ニ於キマシテ、特ニ其ノ人ニ敬意ヲ拂ヒ
マシテ、最高度ノ額ヲ支給セシムル場合モ
アルノデアリマシテ、ソレ等ニ付キマシテ
モ總テ、大體ノ基準ハ司法省方各廳ニ之ヲ
示シマシテ、最高度ノ範圍内ニ於テ右申
居ルノデアリマス、唯總テ此ノ最高度ヲ支
給致シマスルト、會計豫算ノ問題ニモ支障
ガアリマシテ、支離滅裂ノナイヤウニ計ツテ
シマシタヤウナ地域的ニハ三階段、サウシ
テ或特殊ノ人ニハ相當ノ斟酌ヲスル、此ノ
實情ガ今日ノ處適當デハナイカト考ヘテ居
ル次第アリマス

ニ牽聯ヲシタコトデアリマス、只今最高額
ヲ決ヌテ、其ノ以下ヲ認定ニ依ッテ決定ス
ル、是ハ至極私ハ結構タト思ヒマスルガ、
ラ致シマシテ、此ノ所定ノ金額ハ寧ロ低キ
ノデアリマスガ、寧ロ是ハ大體是ダケノコ
トデアルナラバ、モウ「以内」ト云フ文字ヲ
無クシテシマツテ、確定的ニ御決メニナツタ
ラドウデアラウカト云フヤウナ感ジヲ持チ
マスカラ、此ノ御尋ヲ致スノデアリマス
○國務大臣(岩村通世君) 本法案ト低物價
加ヘラレマシテ、需給關係、物ノ數等ヲ斟
酌サレマシテ、更ニ再検討ノ必要ガアリハ
シナイカト思フノデアリマス、ソレデナイ
ト、低物價政策カラ見マスル物價指數ト云
フモノハ僅カナモノデアリマス、ソレニ對
シテ官公吏若シクハ其ノ他ノ者ニ對スル手
當、賞與等ハ寧ロ政府ノ堅持スル物價政策
ノ基準ヨリモ超エテ居リマス、併シ超エテ
シテ、最高度ノ額ヲ支給セシムル場合モ
アルノデアリマシテ、ソレ等ニ付キマシテ
モ總テ、大體ノ基準ハ司法省方各廳ニ之ヲ
示シマシテ、最高度ノ範圍内ニ於テ右申
居ルノデアリマス、唯總テ此ノ最高度ヲ支
給致シマスルト、會計豫算ノ問題ニモ支障
ガアリマシテ、支離滅裂ノナイヤウニ計ツテ
シマシタヤウナ地域的ニハ三階段、サウシ
テ或特殊ノ人ニハ相當ノ斟酌ヲスル、此ノ
實情ガ今日ノ處適當デハナイカト考ヘテ居
ル次第アリマス

ニ牽聯ヲシタコトデアリマス、只今最高額
ヲ決ヌテ、其ノ以下ヲ認定ニ依ッテ決定ス
ル、是ハ至極私ハ結構タト思ヒマスルガ、
ラ致シマシテ、此ノ所定ノ金額ハ寧ロ低キ
ノデアリマスガ、寧ロ是ハ大體是ダケノコ
トデアルナラバ、モウ「以内」ト云フ文字ヲ
無クシテシマツテ、確定的ニ御決メニナツタ
ラドウデアラウカト云フヤウナ感ジヲ持チ
マスカラ、此ノ御尋ヲ致スノデアリマス
○國務大臣(岩村通世君) 本法案ト低物價
加ヘラレマシテ、需給關係、物ノ數等ヲ斟
酌サレマシテ、更ニ再検討ノ必要ガアリハ
シナイカト思フノデアリマス、ソレデナイ
ト、低物價政策カラ見マスル物價指數ト云
フモノハ僅カナモノデアリマス、ソレニ對
シテ官公吏若シクハ其ノ他ノ者ニ對スル手
當、賞與等ハ寧ロ政府ノ堅持スル物價政策
ノ基準ヨリモ超エテ居リマス、併シ超エテ
シテ、最高度ノ額ヲ支給セシムル場合モ
アルノデアリマシテ、ソレ等ニ付キマシテ
モ總テ、大體ノ基準ハ司法省方各廳ニ之ヲ
示シマシテ、最高度ノ範圍内ニ於テ右申
居ルノデアリマス、唯總テ此ノ最高度ヲ支
給致シマスルト、會計豫算ノ問題ニモ支障
ガアリマシテ、支離滅裂ノナイヤウニ計ツテ
シマシタヤウナ地域的ニハ三階段、サウシ
テ或特殊ノ人ニハ相當ノ斟酌ヲスル、此ノ
實情ガ今日ノ處適當デハナイカト考ヘテ居
ル次第アリマス

チマセヌケレドモ、大體ノコトハ只今申上
ガタヤウナ方針ヲ政府ハ有ツテ居ルノデゴ
ザイマス、ソレカラ次ニ此ノ費用ヲ何圓以
内ト云フコトニシナイデ、定額ニ決メタラ
ドウカト云フ、先程内田サンカラモソレニ
附隨シタ御質問ガゴザイマシタガ、内田サン
ニモ御答ヘ申上ダマシタ通り、矢張リ地域
ニ依ツテ色々旅費ト旅客トノ設備等ニモ違
ヒガゴザイマス、矢張リ全國的ニ見マスト
都市ト極ク僻遠ノ地ノ宿泊ト云フヤウナコ
トニ付テハ、相違ガアツテ然ルベキデナイカ
ト云フヤウナ感ジガ致シマス、又先程ノ證
人、鑑定人等ニ付キマシテモ、證人ニモ立
派ナ人モ見エマスケレドモ、鑑定人ノ如キ
ハ特殊ノ知識ヲ裁判ニ活用スルノデアリマ
スカラ、相當ノ知識経験ヲ有ツテ居ル立派ナ
方々ガ多イノデアリマス、マア左様ナ方ニ
ハ相當ニ其ノ鑑定人ノ人ノ如何ニ依ツテソ
コニ差等ヲ設ケルト云フヤウナコトモ正當
ナコトデハナイカト考ヘマス、ソレカラ官
吏ノ方モ、私ハ能ク存ジマセヌガ、宿泊料
ガ二重ニナツテ居リマスヤウデアリマス、左様
ナ譯デ若干場所ニ依ツテ區別ガ附イテ居リ
マスヤウナ例モゴザイマスノデ、以内ト致
シマシタ譯デゴザイマス

○山隈康君 私ハ只今司法大臣ノ御話デ大
體了承致シマシタガ、私ノ御尋ラ致シマスル
要點ヲ今少シク明確ニシテ置キタイト思フ

ノ官公吏ニ對スル報酬、手當、旅費、或、本法
ノ規定ニ關シマスル旅費、日當、斯ウ云フモノ

ガ今日ノ經濟狀態ニ即シテ寧ロ低キニ失シ
タモノデアツテ、是ガ私ハ惡影響ヲ他ノ物價
ニ來スト云フ考ハ少シモ持ツテ居リマセヌ、
唯例ヘバ政府ノ低物價政策ノ物價指數ハ、

或ハ一割、一割一分トカ云フ増加ヲ基準ト
シテ公定價格ガ大體決メラレテ居ルヤウデ
アル、併シナガラ現在ノ經濟狀態ト云フモノ
ハ、サウ云フ風ノ増加ニ依ツテハ旅費宿泊

料ヲ賄ヒ得ナイ實際ノ狀態ニアルノデアリ
マス、是ハ公定價格自體ノ決メ方ガ其ノ當
ヲ得ナイ爲ニ、品質ヲ非常ニ下ゲ、或ハ

闇ト云フモノデナケレバ物ガ手ニ入ラナ
イ、ソレガ現在ノ經濟狀態ノ實相ヲ成シテ
居リマス、其ノ爲ニ斯様ナ御規定ノ下ニ

於ケル旅費手當ニ致シマシテモ、恐ラク
是デ實費ヲ償ヒ得ルカ否カト云フコトヲ寧

ロ私ハ憂フルモノデアリマスカラ、諸般ノ

事情ニ即シテ：是ハ司法大臣ノ所管デハ
ナイノデアリマスケレドモ、國務大臣ト致

シマシテ、低物價ノ堅持ハ必要デアリマス
ケレドモ、餘リニソレニ捉ハレテ、實際

ノ經濟狀態ヲ無視シタ、無理ニ近キ物價公
定ト云フコトガ、更ニ再検討ヲ要スルモノ

デアラウ、斯ウ云フ趣旨デアルト云フコト

ヲ御了承願ツテ置キタイ

○委員長（子爵保科正昭君） 内田君、外ニ
アリマセヌカ、御質問ハ……

○内田重成君 私ハ濟ミマスレバ又……ズッ

ト内部ニ入りマシテ宜シウゴザイマスカ

○委員長（子爵保科正昭君） 只今申上ダマ
シタ範圍ニ於キマシテハ、ドウカ中ニ御入

リニナツテ御尋ヲ願ヒマス

○内田重成君 私ハ此ノ附則ノ問題ニ付キ

要ガアルト存ズルノデアリマシテ、御承知

ノヤウニ戰時法ニ於キマシテハ、概々斯様

ナ規定ヲ設ケテ居ル次第デアリマス

○内田重成君 只今ノ御説明ニ依ツテ御趣

意ハ能ク分リマシタガ、ソレアルガ故ニ斯

様ナ法律ヲ戰時法ト云フ特別措置法ニサレ

タコトニ付テ、私ハ大キナ疑フ持ツ譯デア

リマス、サウスルト戰時終了ノ際ニハ、是

ガ又現行法ノ如キ狀態ニ復戻ツテ來ルト云

フヤウナコトノ虞モアリ得ルノデアリマス
ルガ、其ノ時ノ事情ニ依ツテ決メルト云フコ

トデアリマスガ、サウスルト其ノ時ハ勅令

ヲ以テ之ヲ定ム」ト云フコトニ相成ツテ居リ

マス、是ハドウ云フ意味ニ相成ルノデアリ

マスルカ、必要ナル戰時終了ノ際ニ於テノ

ヲ審議スル際ニ、其ノ時ノコトヲ全然委任

勅令ヲ今カラナラ豫想シタノデアリマスカ、
シテ掛カラレタノデアリマスカ、サウシテ

此ノ際斯ウ云フ終了ノ際ヲ考ヘテ勅令デ

御決メニナルノデアリマスカ、戰時終了シ

タ際ニ出サル、勅令ノコトヲ、今カラ豫想

シテ掛カラレタノデアリマスカ、サウシテ

マス、是ハ公定價格自體ノ決メ方ガ其ノ當

ヲ得ナイ爲ニ、品質ヲ非常ニ下ゲ、或ハ

闇ト云フモノデナケレバ物ガ手ニ入ラナ

イ、ソレガ現在ノ經濟狀態ノ實相ヲ成シテ

居リマス、其ノ爲ニ斯様ナ御規定ノ下ニ

於ケル旅費手當ニ致シマシテモ、恐ラク

是デ實費ヲ償ヒ得ルカ否カト云フコトヲ寧

ロ私ハ憂フルモノデアリマスカラ、諸般ノ

事情ニ即シテ：是ハ司法大臣ノ所管デハ
ナイノデアリマスケレドモ、國務大臣ト致

シマシテ、低物價ノ堅持ハ必要デアリマス
ケレドモ、餘リニソレニ捉ハレテ、實際

ノ經濟狀態ヲ無視シタ、無理ニ近キ物價公
定ト云フコトガ、更ニ再検討ヲ要スルモノ

デアラウ、斯ウ云フ趣旨デアルト云フコト

ヲ御了承願ツテ置キタイ

○政府委員（大森洪太君） 本案ハ、先程司

法大臣ヨリ御説明申上ダマシタ通り、戰時法

デアリマスカ、ソレヲ此ノ際伺ヒタイ

○政府委員（大森洪太君） 本案ハ、先程司

法大臣ヨリ御説明申上ダマシタ通り、戰時法

デアリマスカ、ソレヲ此ノ際伺ヒタイ

○政府委員（大森洪太君） 若シ本案ノヤウ

ナ規定ガ戰時ニハ必要デアツテ、サウシテ御

協賛ヲ經テ實施ニナリマスナラバ、是ハ當

然ノコトデアリマセウケレドモ、戰時終了シ

ノ際ニ於テ此ノ規定ヲ踏襲スルコトガ適當

デアラウト云フ見込ガ附キマシタ場合ニ、

是ハ法律ヲ以テ改正ノ形ニ進マテケレバナ

ラナイト恩フノデアリマスガ、勅令デ其ノ

儘進ミ得ルニハ唯之ヲ元ノ形ニ引直ス場合

ニ限ル、斯様ニ存ジテ居ルノデアリマス、

カモ知レマセヌ、併シ引直スコトガ本則デ

アリマセウカラ、引直スニ付キマシテ

シテ、或ハ此ノ儘之ヲ踏襲スルコトニナル

カモ知レマセヌ、併シ引直スニハ引直ス

アリマセウカラ、引直スニ付キマシテ

ハ引直ス旨ノ勅令規定ガ要ルグラウト思ヒ

マス、デアリマスルカラ引直スニハ引直ス

アリマセウカラ、引直スニ付キマシテ

ハ引直ス旨ノ勅令規定ガ要ルグラウト思ヒ

手數料及旅費ノコトデゴザイマス、此ノ公證人ノ公證事務ト云フモノハ、戰時ニアッテ頗ル少クナリマシテ、誠ニ非常ナ窮境ニ各公證人ガ居ラレルヤウニ考ヘラレマス、殊ニ雇入ナンカノ藝娼妓ヲ顧客トスル所ノ公證人ハ殆ド廢業同様ノ地位ニ居ラレルト存ジテ居リマスガ、ソレデ之ヲ此ノ儘ニ推移スルコトニナレバ、家賃ハ拂ヘズ、事務費ハ拂ヘズ、遂ニハ體面ヲ汚スヤウナコトガ出ルトモ限ラナイ、若シ體面ヲ汚スヤウナコトニナリマスレバ、公證人ト云フモノノ大半、大半ト云フヨリハ八分位ハ退職判檢事デゴザイマスカラ、其ノ體面ヲ汚スコトタラヤ司法ノ體面ヲ汚スコトニナリハセヌカト惧レルノデアリマス、尙又此ノ公證人ノ事務ガ誠ニ何等ノ價値ガナイト云フコトニナリマシテハ、進ンデ其ノ公證人ノ職ニ就クコトヲ好マナイ者ガ發生シハセヌカ、若シサウ云フコトニナリマスト、餘計ナコトデアリマスルガ、司法ノ人事行政ニ少カラヌ影響ヲ持ツデスガ、斯ウ云フコトヲ考ヘマスルニ依ッテ、此ノ公證人ノ手數料及旅費ノ改正ハ此ノ際最モ必要ノヤウニ考ヘマスル公證人ノ手數料及旅費ニ付テノ御考ヘダウデアリマセウカ、一言承リタイノデアリマス

○政府委員(大森洪太君) 公證人ノ地位ノ極メテ重要デアリマスコトハ全ク御説ノ通ハ此ノ公證人ノ手數料及旅費ニ付テノ御考ヘダウデアリマセウカ、一言承リタイノデキマシテモ、御示シノヤウニ私共御同感ニ存ズルノデアリマス、處ガ公證人ノ手數料

等ニ付キマシテハ勅令デ決ッテ居ルモノデテ居リマスカラ、先ヅ今回ノ法案ノ御審議ヲ願ヒマシテ、若シ之ガ幸ニ御協贊ヲ得ルコトニナリマシタナラバ、之ト權衡ヲ保チマシテ、必ズ公證人ノ方モ考慮ヲシタイト存ジテ居ルノデアリマス、實ハ民事局ニ於キマシテ多少ノ用意ハシテ居ルノデアリマス、御説ノヤウニ、早晚ト申シマスルカ、近キ將來ニ於テ實現ノ運ビニ相成ルカト存ジテ居ルノデアリマス、此ノ程度デ御了承ヲ願ヒタイト存ズルノデアリマス

○光行次郎君 ソレデ結構デアリマス
○委員長(子爵保科正昭君) 他ニ御質問ガゴザイマセヌケレバ、此ノ法案ハ是ト致シマシテ、其ノ次ノ會社等臨時措置法案ニ付キマシテ御質疑ヲ願ヒマス
○山隈康君 チヨット委員長ニ伺ヒマスガ、是ハ昨日ノ委員長ノ御示シデハ總體ニ關スル質問ト云フコトデアリマシタガ、僅カノ條文デアリマスカラ、各條ニ亘ツテ質問ヲシテ差支ナイデアリマセウカ

○委員長(子爵保科正昭君) 私ハチヨット

足、新聞紙ノ不足、其ノ他ノ關係カラ致シ

マシテ、今日左様ナ便法ヲ許サザルヲ得ナ

イ事情ニ相成ツテ居ルノデアリマス、其ノ

點御了承ヲ願ヒタイノデアリマス

○山隈康君 第三條ノ株主總會ノ招集ニ關スル通知、更ニ商法第三百四十三條ノ決議事項ニ關スル決議ノ方法、第四條ノ株主ノ利害ニ重大ナル影響ヲ及サナイ事項ニ關スル

總會ノ決議ニ依ラザルモノ、此ノ三ツノ場合合ハ總テ定款ニ規定ノアルト云フコトガ條

件ニナツテ居ルヤウデアリマス、然ルニ現

行ノ定款ニ於テハ無論此ノ決議方法ト云フ

モノハ法律デ定メテアルノデアリマスルカ

ラ、此ノ方法ニ依ラムトスレバ、現在ノ定

款ヲ變更スルノ外ハナイト思フノデアリマ

ス、現在ノ定款ヲ變更スルトスレバ、矢張

リ定款變更ハ商法第三百四十二條デスカ、

此ノ規定ニ依ラナケレバ定款ノ變更ハ許サ

レナイノデアリマス、此ノ戰時狀態ニ於キ

マシテ此ノ通知、決議ヲ簡略ニスルト云フ

コトハ最モ機宜ニ適シタ方法ト存ズルノデ

等ニ付キマシテハ勅令デ決ッテ居ルモノデテ居ルノデアリマス、實ハ民事局ニ於キマシテ多少ノ用意ハシテ居ルノデアリマス、御説ノヤウニ、早晚ト申シマスルカ、近キ将來ニ於テ實現ノ運ビニ相成ルカト存ジテ居ルノデアリマス、此ノ程度デ御了承ヲ願ヒタイト存ズルノデアリマス

○政府委員(大森洪太君) 御説ノ通リニ官報又ハ日刊新聞紙ニ依ラザルコトヲ得ル趣旨デアリマス、例ヘテ申シマスト、其ノ會社本店ノ店頭ニ掲上スルガ如キハ最モ適例デアラウト思フノデアリマス、是ハ御承知ノ通り、前回會社法案御審査ノ際申上ダマシタガ、サウ云フ方法ハ固ヨリ好マシクナイ

ノデアリマスケレドモ、今日官報ノ紙面不

足、新聞紙ノ不足、其ノ他ノ關係カラ致シ

マシテ、今日左様ナ便法ヲ許サザルヲ得ナ

イ事情ニ相成ツテ居ルノデアリマス、其ノ

點御了承ヲ願ヒタイノデアリマス

○政府委員(大森洪太君) 御説ノヤウニ便

宜ヲ專ラニシテ考ヘマスルト左様ニ相成リ

マスルケレドモ、矢張リ株式會社ハ株式會

社タル特色ヲ失ハザルコトニ主眼ヲ置カナ

ケレバナラナイト考ヘタノデアリマシテ、

即チ株主ノ意思ニ重キヲ置カナケレバナラ

ナイト云フコトニ重キヲ置イタノデアリマス、デアリマスルカラ御指摘ノ三ツノ場合

ノ如ク、定款ニ其ノ旨ノ規定ガナケレバナ

ラナイト云フコト、是ガ絶對ノ必要條件ダ

ラウト思タノデアリマス、サウ致シマス

ルト勿論今日ノ定款ニハ左様ナコトヲ豫想

シテ居リマセヌカラ、定款ニ新タナル規定ヲ加ヘナケレバナラナイコトハ御指摘ノ通

リデアリマス、併シ是ハ一回済ムコトデアリ

マスルカラ、一回ダケハソレデ我慢ヲ願シテ、

ス様ニ考ヘタノデアリマス、其ノ趣旨タル

サウシテ一回ソレヲ決メマスルナラバ、爾

後ハ便法デ進ミ得ルノデアリマスカラ、

一回ダケハ所定ノ手續ヲ踏ンデ戴キタイ、

ス様ニ考ヘタノデアリマス、其ノ趣旨タル

ヤ、要スルニ定款ニ重キヲ置ク、言換ヘレ

バ株主ノ意思ニ重キヲ置ク、之ヲ何處迄モ

尊重シタイト云フ趣旨ニ外ナラナカッタノ
デアリマス

○山隈康君 一應了解ヲ致シマシタガ、唯本
改正案ハ戰時ニ於キマシテハ或程度株主ノ意
思ヲ尊重セヌト云フノデハナイノデアリマ
スルケレドモ、必ズシモ株主ノ意思ニノミ
依ツテハ此ノ時局ニ對應ガ出來ナイト云フ
ノガ本法ノ改正ノ趣旨デアルノデアリマ
スルカラ、其ノ趣旨ヲ擴充スレバ現在
ノ定款變更ニ付テモ特殊ノ考慮ヲ拂ツテモ
差支ナイト思フ譯デアリマス、ソレデナ
ト折角斯ウ云フ戰時狀態殊ニ只今ハ決戰
狀態デ、本年若シクハ明年ト云フモノハ非
常ニ緊要ナ時デアリマスルカラ、其ノ際ニ
從來ノヤウナ全株主ノ半數ガ出ナクチヤイ
ケナイ、若シソレガ出來ナケレバ更ニ手續
ヲ要スルト云フヤウナ手段ヲ執ツテハ、極
メテ急速ナ時期ニ順應スル劃期的ノ法律ノ
精神ヲ顯現スルニハ甚ダ遺憾少ントシナ
イト存ズルノデアリマスケレドモ、強ヒテ申
シマセヌ、一應意見ダケヲ申シ上げテ置キ
マス、モウ一つ御伺ヒシタイト思ヒマスガ、
第六條デアリマス、此ノ六條ノ場合ノ財產
目錄、其ノ他ノ書類ノ謄本及抄本ノ交付、
信託證書其ノ他ノ書類ノ謄本ノ備付ケニ付
キマシテ機密ノ保持、其ノ他公益上ノ理由
ニ依ツテハ勅令デ別段ノ定メラサレル、是モ
適當ナ立法ノ趣旨ダト存ジマスガ、サウ致シ
マスルト、商法ノ第二百八十一條ノ監査役
ニ提出スル財產目錄、貸借對照表、營業報
告書、損益計算書、斯ウ云フモノガ矢張リ
舊態依然トシテ居ツテ、機密ニ屬スル事項デ
モ一向差支ナイト云フ趣旨ニ解シテ差支ナ
イデセウカ

○政府委員(大森洪太君) 御說ノ通リデア
リマシテ、ソレハ商法ニ何等變更ヲ加ヘナ
カッタノデアリマス、即チ會社計算ノ基礎
デアリマスルカラ、是ハ重キヲ置カナケレ
バナラナイト存ジマシテ、サウシテ是ハ監
査役ニ對スル關係デアリマスルカラ、外ニ
漏レルト云フ點ニ付テモ左様ニ惧レル必要
ハナイト、斯様ニ存ジタカラデアリマス
ガ如キモノハ殆ド同様ノ内容ヲ有スルモノデ
アリマスカラ、財產目錄ニ對シテ特別ノ規
定ヲ要スル以上ハ、ソレト內容ニ於テ大體同
一、若シクハ財產目錄ヨリモ、貸借對照表
ノ方ガ其ノ會社ノ內容ヲ顯現スル唯一ノ方
法ノヤウニ考へマスガ、財產目錄ト貸借對
照表トノ間ニ若シクハ營業報告書、營業報告
書ハ左程デモナイト思ヒマスガ、貸借對照
表トノ間ニ區別ヲ設ケラレマシタ理由ヲ、
モウ少シク御説明ヲ伺ヒタイト思ヒマス
○政府委員(大森洪太君) 只今御指摘ノ總
テノ書類ハ、此ノ所謂其ノ他ノ書類ノ中ニ
包含スル積リデアリマスルガ、御尋ノ御趣
旨ハ左様デアッタノデアリマセウカ

○山隈康君 其ノ點ハ私モ一應サウ云フ風
ニ解釋ヲシテ見タノデアリマスルガ、是ハ
何デスカ、監査役ニ提出致シマスル書類モ
ト云フコトニハ、其ノ他ノ書類ノ謄本ト明
白ニ書イテアル、監査役ニ提出スルノハ謄
本デヤナク原本デアリマスカ

○政府委員(大森洪太君) 御指摘ノ監査役
ニ提出スル書類ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

リマシテ、ソレハ商法ニ何等變更ヲ加ヘナ
カッタノデアリマス、即チ會社計算ノ基礎
デアリマスルカラ、是ハ重キヲ置カナケレ
バナラナイト存ジマシテ、サウシテ是ハ監
査役ニ對スル關係デアリマスルカラ、外ニ
漏レルト云フ點ニ付テモ左様ニ惧レル必要
ハナイト、斯様ニ存ジタカラデアリマス
ガ如キモノハ殆ド同様ノ内容ヲ有スルモノデ
アリマスカラ、財產目錄ニ對シテ特別ノ規
定ヲ要スル以上ハ、ソレト內容ニ於テ大體同
一、若シクハ財產目錄ヨリモ、貸借對照表
ノ方ガ其ノ會社ノ內容ヲ顯現スル唯一ノ方
法ノヤウニ考へマスガ、財產目錄ト貸借對
照表トノ間ニ若シクハ營業報告書、營業報告
書ハ左程デモナイト思ヒマスガ、貸借對照
表トノ間ニ區別ヲ設ケラレマシタ理由ヲ、
モウ少シク御説明ヲ伺ヒタイト思ヒマス
○政府委員(大森洪太君) 只今御指摘ノ總
テノ書類ハ、此ノ所謂其ノ他ノ書類ノ中ニ
包含スル積リデアリマスルガ、御尋ノ御趣
旨ハ左様デアッタノデアリマセウカ

ス

○山隈康君 ソレデアレバ、第六條ノ財產
目錄ト云フノニモ矢張リ謄本抄本ニ限ッタ
場合ト解スルノデスカ

○委員長(子爵保科正昭君) 他ニ御質疑ハ
ゴザイマセヌカ

○内田重成君 只今ノ御答デ能ク分リマシ
タガ、此ノ第一條ノ特別規定ノ、勅令ヲ以テ
定ムル額ニ満タザル資本總額ヲ有スル株式
會社ト申シマスルト、ドノ位ノ程度ノモノ
ヲ御豫想ニ相成シテ居ルノデスカ

○政府委員(大森洪太君) マダ各官廳ト具
體的ニ確定的ノ相談ヲ致シテ居リマセヌカ
ヲ明白ニハ申上ガラレマセスケレドモ、司
法省内デ先ツ此ノ程度ト考ヘテ居リマスル
ノハ、資本金二十萬圓ノ限度デアリマス、
即チ資本金二十萬圓ニ満タザル株式會社ニ
付テハ此ノ便法ヲ認メタイ、斯様ニ考ヘテ
居ルノデアリマス、然ラバ何ガ故ニ二十萬
圓ヲ以テ限度トシタカト申シマスルト、是
ハ昭和十六年十二月末ノ調デアリマスルガ、
其ノ當時ノ株式會社ノ總數ハ三萬八千百九
十五社アリマシテ、二十五萬圓迄ノモノガ
ニ有有限會社、合資會社、株式合資會社、更
ス、相當多數デアリマス、ソレカラ御承知
ノ合名會社、是等ニモ相當多額ノ資本ヲ擁
スルモノモアリマスルガ、大體ニ於テ二十萬
圓程度ノモノガ多イノデアリマス、サウシ
テ御承知ノヤウニ是等ノ會社ハ、公告方法
ニ付テ何等限定ヲ受ケテ居リマセスカラ、此ノ立
先ツ是等ノモノト歩調ヲ合セルト云フ趣旨
マス

ス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス、先ツ大體ニ於テ二十萬圓ヲ限度
ニシタイ、斯様ナ方針デ進ミタイト存ジテ

居リマス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス、先ツ大體ニ於テ二十萬圓ヲ限度
ニシタイ、斯様ナ方針デ進ミタイト存ジテ

居リマス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○山隈康君 財產目錄ハドウデアリマスカ
○政府委員(大森洪太君) 矢張リ監査役ニ
提出スル場合ハ省略ハシナイ積リデアリ
マス

アリマス

○内田重成君 次ノ第三條ノ規定ニアリマ
スル、「勅令ヲ以テ定ムル數ヲ超ユルモノニ
在リテハ」云々トアリマスガ、此ノ株主ノ員
數ニ付キマシテハドノ位ノ程度ヲ考ヘテ居
ラレマスカ

○政府委員(大森洪太君) 是亦先程申述ベ
マシタ同様ノ趣旨ニ於テ御了承ヲ願ヒタ
イノデアリマスルガ、大體ニ於テ司法省ト
致シマシテハ、五千人程度ト考ヘテ居ルノ
デアリマス、即チ記名式ノ株式ヲ有スル者五
千人ヲ超ユル株式會社ニ付テ斯様ナ便法ヲ
取計ラヒタイト考ヘテ居ルノデアリマス、
其ノ理由ト致シマシテ、昭和十七年版ノ株
式會社年鑑ニ依ツテ調ベタノデアリマスル
ガ、五千人以上ノ株主ヲ有スル會社ハ百二
十五社アルヤウデアリマス、其ノ中ニ一萬
人以上ノモノガ五十六社、五萬人以上ガ六
社ト相成シテ居リマスルガ、先ツ五千人ト云
フ限度ガ適當デハナイカ、斯様ニ存ジテ居
ル次第デアリマス

○内田重成君 只今勅令ヲ以テ定ムベキ事
項ニ付キマシテノ、司法省ノ御考ノ案ヲ頂
戴致シテ居ツタノデアリマスガ、私拜見ヲ遲
レマシテ只今ノヤウナ御尋ヲ致シタノデア
リマス、茲ニ於テ外ニモ關係ガアリマスルガ、
先ツ伺ツテ見タノトシテ居リマセスカラ、此ノ立
法ハ、現時ノ趨勢カラ考ヘマスルト、商法
ノ根本規定ニ斯クノ如キ規定が出來ルノガ
根本的ニ相當デアルヤウニ感ズルノデアリ
マス、是ガ矢張リ臨時措置法ト相成ツテ居リ

マス

是ハ恐ラク現時ノ株式會社ノ大部分ニ斯様
ヲ適用規定ヲサレテ然ルベキモノデアラウ
ト云フコトニ考ヘラル、ノデアリマス、是ガ
資本總額ガ二十萬圓程度デアルト云フコトニ
ナリマシテ、其ノ數ガ只今御示シノヤウナ僅
カナ數デアリマスルト、折角斯クノ如キ戰時
ニ於ケル特例トシテ、我々が平生カラ考ヘ
テ居リマシタモノニ、斯クノ如キ劃期的ノ規
定ノ出來マスル際ニ、是ガ頗ル限定サレタル
モノデアリマスルト云フト、其ノ效果ノ上ニ
於キマシテ恐ラクハ大シタコトガナインヂヤ
ナイカ、最モ重要ナルモノト云フノハ、大
キナ會社ニ斯クノ如キ規定ガ必要デアリマ
ス、此ノ第三條ニ付キマシテハ、殊ニソレ
ヲ感ズルノデアリマス、之ヲ斯様ニ非常ニ
小サイ所ニ限定サレマシテ、大キイ部分ヲ
残サル、理由ニ付キマシテ、恐ラクハ先程
御述ニナリマシタ株式會社タル性格ニ鑑ミ
テ、株主ノ利益デアル、又ハ權利デアルト
云フ風ニナッテ居ル、此ノ點ヲ閑却スル譯ニ
行カナイト云フ御説明デアルトモ者ヘル
ノデアリマスルガ、今日ノ場合、斯様ナ臨
時措置法ノ性質カラ考ヘテモ、是ハモウ少
シ、司法省ノ勅令案デアリマシテ、マダ極
ク未成案デアルト云フ昨日ノ御話デアリマ
シタガ、サウスレバ之ヲズット廣ク大キク
御及シニナル御考ヘハナイノデアリマセウ
カ、其ノ點ヲ伺ヒタイノデス、私ハ斯様
チ立派ナ法律ノ出來マスルノニ拘ラズ、今
日ノ時世ニ左様ナ御考デアツタラ、是ハ餘り
必要モナイヂヤナイカト云フ位ニ感ズルノ
デアリマスガ、其ノ點ヲ一つ伺ヒタイ

ノ株式會社ニ適用シヨウト云フノデアリマス、第二條ニ付キマシテモ、出來得ルナラバ、株式會社デアリマスルカラ、其ノ公告方法ヲ公明正大ニシタインデアリマス、即ち出來得ルナラバ官報又ハ日刊新聞紙ニ掲載セシメルト云フ方法ヲ持續シタインデアリマスルケレドモ、前段所述ベマスルヤウナ事情ニ依リマシテ、此ノ時勢ノ下ニ於テソレヲ持續スルコトガ出來ナイカラ、已ムヲ得ズ此ノ便法ヲ開カウト云フノデアリマス、デアリマスルカラ、先づ二十萬圓限度ノ會社ニ之ヲ限定シタインデアリマス、而モ二十萬圓限度ニ致シマシテモ、先程所述ベマシタ通りニ、昭和十六年二月末日ノ調定ハアリマスルケレドモ、株式會社三萬八千百九十五社ノ中デ、二萬八千百九十一社ガ此ノ便法ニ均霑スルノデアリマス、併シ御說ノヤウニ、二十萬圓ト云フ限度ガ餘リニ猶キニ過ギルカラ、之ヲ或ハ三十萬圓若シクハ五十萬圓ニ上シテハドウダラウ、斯ウ云フ御說ノヤウニ拜承致シマシタガ、是亦御尤モト存ズルノデアリマスガ、實ハ之ヲ固ク墨守スル考ハアリマセヌケレドモ、此ノ制限ハ餘リ大ニシタクハナイノデアリマス、第3條ニ付キマシテハ、先程モ申シマシタ通法ハ、矢張リ原則トシテ之ヲ持續シテ行キタイト云フ考ハ持ツテ居ルノデアリマス、即チ株式會社ノ公告方法トシテ公明ナル方リ、株主ノ意思ヲ尊重スルト云フコトハ、ノデアリマシテ、先程申シマスル通りニ、

五千人以上ノ株主ヲ有スル株式會社ニ限定シタク積リデアリマス、サウ致シマスルト、之ニ均霑シマスル株式會社ガ百一十五社、主ニ大規模ノ株式會社バカリニナルノデアリマス、併シ是トテモ、モウ少シ此ノ均霑スル會社ヲ多クスペシト云フ御意見ハ、更ニ私共勿論考慮シタイト存ジマス、唯第二條ニ付テ申上ゲマシタ同様ニ、株式會社ニ付テノ根本規定ヲ斯ク、戰時中已ムヲ得ザルモノトシテ變更シマスルニ付テハ、私共相當深キ考慮ヲ拂ッテ、十分ノ制限ノ下ニ過チナキヲ期シタク、斯様ナ根本ノ考ハ持ッテ居ルノデアリマス、右御了承ヲ願ヒタインデアリマス

六條關係ニ於キマシテ、此ノ適用ヲ受ケマスル會社ハ、會社ノ業務ニ付テ監督ヲ受ケテ居リマスル會社ニ限ル積リデアリマス、其ノ業務監督官廳ニ於キマシテ、種々指示ヲ爲シ得ルコトニシタイト存ズルノデアリマス、デアリマスカラ、其ノ監督官廳ニ於テ、此ノ點ニ付テハ斯クシロ、是ハ機密ノ關係デアル、此ノ點ニ付テハ斯クシロ、是ハ公益上ノ關係デアル、斯ウ云フ工合ニ致シマスカラ、此ノ監督官廳ノ指示ニ基イテ、ソレガ決マルト云フ方法ニ依テ、之ヲ定メテ行キタイト存ジテ居ルノデアリマス
○内田重成君 終リマシタ
○委員長(子爵保科正昭君) 他ニ御質問ガゴザイマセヌケレバ次ニ移リマシテ、次ノ經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律案ニ付キマシテ、委員各位ノ御質問ヲ願ヒタイト思ヒマス

ノ職員トアリマスガ、法律ノ規定ニ依ツテ
略役員ガドウ云フ人デアルカト云フコト
ハ分リマスガ、其ノ他ノ職員ト云フノハ
ドウ云フ所迄ヲ包含シ居ルノデアリマス
カ、之ノ内容ヲ詳シク承ツテ置方ナイト、關
係者ハ非常ナ危惧ノ念ヲ起スヤウナコトガ
アルグラウト思ヒマス

包含サレナインデゴザイマス、此ノ解釋ヘ
既ニ刑法第七條ノ職員ニ關シマスル解釋ガ
從來ハ一定シテ居リマシテ、其ノ解釋ト全
ク同一ノ解釋ガ可能ダトス様ニ考ヘマシテ、
本法案ニ於キマシテハ役員其ノ他ノ職員ト
斯様ニ規定致シタ次第アリマス、具體的
ニ職員ニ付テ申上ゲマスレバ、例ヘバ部課

ナイ或範圍ノ事務ト云フコトニナリマスレ
バ、此ノ職員ノ範圍ニ入ルノデハナカラウ
カ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○小山松吉君 入ルト云フノデスネ

○政府委員(池田克君) ハイ

○小山松吉君 モウ一ツ伺ヒマス、工業組
合法ナドニ組合員ト云フノガアリマスネ、

テヤレナインデアリマス、ソコデ或(アリ)一定ノ範圍ノ事務ヲ統制ナリ、或ハ經營事務ト云フモノヲ代行セシメテ居ルノデアリマス、是ハ實際ノ實情デアリマス、其ノ代行シテ居ル個人ヲ謂フノデアリマス

○政府委員(池田克君)　只今ノ御尋ニ對シ
シテ役員其ノ他ノ職員ト云フヤウニ致シマ
シタノハ、實ハ既ニ立法セラレテ居リマス
産業設備營團法、更ニ公益營團法等ガ本法
案ト同様ノ用例ニナツテ居リマスノデ、其
ノ用例ニ從ツタ次第ゴザイマス、即チ役
員ト申シマスノハ、國家總動員法第十八條
ニ依ツテ設立セラレマシタ統制會デアリマ
ストカ、或ハ日本新聞會デアルトカ、或ハ
日本出版會デアルトカ、或ハ金融統制團體
デアリマストカ、サウ云ツタヤウナ重要ナ
事業團體竝ニ營團、金庫又營團、金庫ニ準
ジマスモノトシテハ日本證券取引所デアリ
マストカ、或ハ日本銀行、サウ云フ風ナ團
體ノ業務執行機關デアリマス會長デアリマ
ストカ、或ハ副會長、總裁、副總裁、理事
長、副理事長、理事、監査機關デアリマス
監事、諸間機關デアリマス評議員、斯ウ云
フヤウナ者ガ大體此ノ役員ニ該當スルカト
考ヘテ居ルノデゴザイマス、而シテ職員トナ
申シマスノハ、今申上ゲマシタ役員ハ勿論
ノコトデアリマスケレドモ、其ノ役員ノ監
督ノ下ニ或範圍ノ事務ヲ擔當致シマシテ、
リマシテ機械的ナ勞務ニ服スル者ハ固ヨリ
當該團體ノ業務執行ノ任ニ當ル使用人ヲ意
味スルカト考ヘマス、從ヒマンテ例ヘバ小
使ト云ツタヤウナ、單ニ職員ノ手足トナ

長デアリマストカ、或ハ主任、係長、或ハ書記、書記補、検査員等、一定ノ職制ノ定メラレテ居リマス是等ノ使用人ガ本法案ニ於キマスル職員ニ實際上該當スル、斯様ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス、國家總動員法ノ四十六條ニ瀆職ノ規定ガゴザイマスルガ、其ノ他ノ例ヘバ日本銀行法デアリマストカ云フヤウナ、各種ノ瀆職規定ヲ置イテ居リマスル法律ニ於キマシテハ、役員其ノ他ノ使用人、或ハ役員其ノ他ノ職員ト致シマシテ、其ノ職員ノ範圍ハ之ヲ命令デ以テ定メルト云フヤウナコトニ規定致シテ居リマスケレドモ、諸テ其ノ命令ヲ見マスルト、其ノ職員ノ範圍ト致シマシテ私ガ只今御説ナ次第デゴザイマシテ、役員共ノ他ノ職員トアリマスレバ、刑法第七條ノ職員ノ解釋トモ合致シ解釋上萬々疑問ノ餘地ハナカラウ、斯様ニ考ヘタ次第デゴザイマス

○小山松吉君 御説明デ了解致シマシタガ、此ノ法案ノ附則ニ書イテアリマス例ヘバ市街地信用組合法デアリマスガ「第十四條ノ規定ニ依ル代理人」ト云フノガアリマス、斯ウ云フ代理人ハ矢張リ職員ニナルノデスカ
○政府委員(池田克君) 只今御指摘ノ市街地信用組合法ノ代理人デゴザイマスガ、其ノ擔當シマスル事務ノ範圍ガ、特定シテ居

組合員ハ権利義務が明記シテアリマス、又別ニ役員ニ關スル規定ガアルノデスガ、此ノ組合員ト云フモノハ職員ノヤウニ仕事ヲスル立場ニハナイノデスカ

○政府委員(池田克君) 個々ノ組合員ハ入ラナイノデゴザイマス

○小山松吉君 私ハ濟ミマシタ

○山隈康君 第七條ノ「經濟事務ヲ代行スル法人ノ役員其ノ他ノ職員又ハ人」此ノ「又ハ人」ト云フノハドウ云フ資格ノ人ヲ指シタノデアリマスカ

○政府委員(池田克君) 此ノ「人」ハ個人ヲ指シタノデアリマス

○山隈康君 個人ト云ヘバ、其ノ經濟團體ノドウ云フ關係ヲ持ツ者デスカ

○政府委員(池田克君) 是ハ御承知デモゴザイマス通リニ、各種ノ例ヘバ物資統制法令ヲ初メト致シマシテ、經濟統制ヲ目的トスル法令ニ於キマシテハ、或ハ物資ノ生産配給、サウ云フ風ナ事務ニ關シマシテ、一定ノ統制或ハ統制ノ爲ニ仕事ヲ爲サシメマス爲ニ、統制會其ノ他ノ統制團體ト、ソレカラ或ハ矢張リ一手買取、一手販賣統制ヲ爲シマス、經營モ爲シマスル所謂統制會社、該ノ統制團體ナリ或ハ統制會社ガ一手デ以該事務ノ性質カラ申シマシテ、或ハ又人的機構、色々ノ各種ノ事情カラ致シマシテ、當

○政府委員(池田克春) 話り統制團體ト
カ、統制會社ノナイモノ……職員トシテノ
代理人デナイン、實際經營ニ付テ申シマスレ
バ、恐ラク委任契約ニ基キマシテ、其ノ當
該ノ經營會社ガ爲スベキ經營事務ノ一部ヲ
代理スルト云フ關係ニナルノデアリマス
○委員長(子爵保科正昭君) 外ニ御質疑ハ
ゴザイマセヌカ
○内田重成君 私ハ司法大臣ニ國務大臣ト
シテ同ヒタイト思フノハ、少シ本法ヨリ外
レテ居ルカモ知レマセヌガ、緣故ノアルモ
ノデアリマシテ、現在ニ統制ニ關スル諸團體
ノ問題ニ付キマシテ、一般ニ疑フ有シテ居
ルノデアリマスガ、詰リ甚シキハ無用ノ長
物ノ重疊ニ過ナイン、從ツテ却テ經濟關係ノ混
亂ヲ來タシ、濫滯ヲ來タス、徒ラニ機構ノ
複雜化ヲ重ネテ居ルニ過ギナイノデアルト
云フ意見ヲ相當濃厚ニ聽クノデアリマシ
テ、而シテ我等モ之ヲ痛感スル者ノ一人デ
アリマスガ、所謂事務ノ一つノ「トンネルニ
過ギナイト云フ意見、竝ニ之ニ關聯シテ生
ズル所ノ各種業者ノ負擔スル經費ノ増大、
茲ニ事業ノ遂行上ニ於ケル非常ナ煩雜、當
務者ノ旅行、其ノ他書類ノ作成、陳情等、
唯業者ガ各、關係スル所ガ直接デアル爲ニ、

強ク之ヲ主張スルコトノ出來ナイ立場ニ居ルト云フ實情デアルノデスガ、之ニ付テハ何レア、シテ屢々民間事情等モ御調査相成ツ御研究ニ相成ツテ居ル點ガアリマスルナラバ、御示シヲ蒙ルコトガ出來レバ仕合セニ存ズルノデアリマス、サウ云フ一ツノ、此ノ問題トハ少シ懸ヶ離レテ居ルカモ知レマセヌガ、之ニ關聯スルコトノ大キイ問題、從ツテ此ノ中ニ規定シテ戴イタラバト思フヤウナコトモ、啻ニ罰則ダケノ規定デハナイ、之ヲ公務員ト看做スコトヲ今一步進メテ、其ノ性質ガ殆ド公職、現在ノ事情カラ見レバ公務ソレ自身ト見テ宜シイヤウナ事業デアルノデアリマス、國家ノ統制事業ト云フノハ公務ソレ自身ト見テ宜シイ、唯罰則ニ於テ公務員ト看做スノデハナイ、從ツテ公務ノ擔當者デアルト見テ宜シイ、サウ云フ人間ニ對シテハ單ニ刑法上ノ處罰規定バカリヂヤナイ、一般公務ノ紀律ト同ジク諸般紀律ノ點ニ付テモ、矢張リ官權ヲ以テ律スペキモノデアルト云フ位ニ、私ハ考ヘテ居ルノデアリマスルガ、只今其ノ點ニ付キマジテハ、問題ガ餘り廣クナリマスカラ、此處デ論ズルコトハ止メマスルガ、今大體政府ニ於テ其ノ統制機構ニ付キマシテ、現在ノ儘デ御推移ニ相成ルカ、又是ハ御研究ニ相成ルトカ、又ハドウ云フ風ニ御處置相成ルカト云フヤウナ御考デアリマスカ、之ヲ一ツ伺ヒタイト思ヒマス

ルノデアリマス、現在ニ於テ統制會社ヲ作ル場合ニハ、機構ノ簡素化ヲシケレバナラスト云フコトハ、常ニ問題ニナッテ居ル、能ク此ノ世間デモ謂ヒマスガ、所謂「トンネル」會社ト云フヤウナコトヲ謂ヒマスガ仕事ヲシナイデ手數料ヲ取ルト云フコトダケガ仕事デアルト云フヤウナコトデ、隨分非難ヲ聞クノデアリマス、私ハ所管ガ達ヒマスカラ、詳シイ實情ハ知リマセヌ、左様ナコトガアツハ仕事が非常ニ複雜ニナリマシテ、事業ノ遂行上モ遺憾ナ點ガアルノデハナイカト思ヒマス、政府トシテハ極メテ此ノ機構ヲ簡素化シテ、實際ノ戰爭完遂目的ニ副フヤウニ其ノ點ノ研究ヲ致シテ居ルト云フコトハ、私此處デ申上げテ差支ナイト存ジマス、但シ過去ノ此ノ經濟統制ニ付テ色々議論ヲ致シマスレバ、色々ナコトガアラウト思ヒマス、其ノ事ハ本法案ニ於テモ既ニ現ハレテ居ルト思フ、支那事變以來、經濟統制ノ問題ガ起リマシテ、大東亞戰爭ニ入り、益々經濟統制ト云フコトガ戰爭ヲ勝チ抜ク爲ニ必要デアルト云フコトデ自由經濟ヨリ統制經濟ニ移ツテ來タノデアリマス、其ノ間ヲ今日カラ振返ツテ見マスト、一般ノ統制經濟ノ關係モ左様デアリマスルガ、此ノ罰則ソレ自體ガ矢張リ同ジ過ヲ逃ツテ居ルト思フ、要スルニ戰爭當初ヨリ今日迄數年ノ間、必要ニ應ジテ經濟統制モ行ハレ、之ニ關スル罰則モ出來テ居ツタ、其ノ當時ハ私ハソレデ宜カッタラウト思ヒマス、最善ノ知識ヲ以テ之ヲ檢討シ、其ノ規定ガ宜カッタ併シ今日カラ振返ツテ見レバ、成ル程アノ法律ハ少シ輕過ギル、アノ點ハ少シ直シタラ宜カラウト云フヤウナコトガ言ヘル、是ハ一般ノ廣イ意味ノ統制經濟ト

云フ點ニ於テモ無論ソレガアラウト思ヒマス、
政府トシテモ今日迄徐々ニ改メテ居ル實例
ハ澤山アルト思フ、今日カラ見レバ、尙檢
討シテ機構ヲ簡素化シナケレバナラヌト云
フコトガアルト思ヒマス、其ノ一ツノ現ハ
レガ此ノ法案ニ現ハレテ居ルト思フ、其ノ
點ニ於テ只今ノ内田サンノ御質問ハ、連絡
ガアルト言ヘバ非常ニ連絡ガアルト思ヒマ
ス、罰則ハ非常ニ影響スル所ガ深刻デアリ
マスカラ、要スルニ斯ウ云フ形ニ依ッテ整
備シナイト非常ニ公平ヲ失スル、サウ云フ
コトニナレバ矢張リ治安上モ宜シクナイト
云フコトカラ、先ヅ此ノ法案ノ整備ト云フ
形ニ於テ是ガ現ハレタ、一般ノ統制經濟モ
今日カラ振返ツテ見マスレバ、斯様ナ形ニ
改メタラ宜クハナイカト云フヤウナ事柄モ
相當ニアラウト思ヒマス、政府ニ於テモ機
構ノ簡素化ト云フコトハ一般的ニ考ヘテ居
ルノデアリマスガ、統制經濟ニ付キマシテ
モ、殊ニ統制會社等ヲ作りマス際ニ於テハ
十分之ヲ檢討致シマシテ、戰爭ニ勝チ抜ク
爲ニ役立ツヤウニ考慮致シテ居ル譯デゴザ
イマス

○篤ト研究ヲ致シタイト思ヒマス、是ハ司法省デモ十分御検討ノ結果デアッテ、私共ヨリ一指ヲ加フベキ餘地ガナイトハ存ジマスルケレドモ、勅令ガ法律ニ代ルト云フノデアリマスルカラ、立法機關ニ參與スル私共ト致シマシテハ、一應此ノ案ヲ篤ト拜見ヲ致シマシテ、更ニ下意ノ上通スペキ機會ヲ得タイト思ヒマスルカラ、モウ一回月曜日アタリニ御續行ヲ願ヒタイト思ヒマス、或ハ是以上ニハ意見ガナイカモ知レヌト思ヒマスルガ、重要ナコトデアリマスカラ、一應ソレヲ述べテ置キマス

○委員長(子爵保科正昭君) 私カラ今ノ御話ニ付テチヨット念ヲ押シマスガ、山隈君ハ委員長ニ仰シヤッタ御言葉デゴザイマス〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵保科正昭君) 承知致シマシタ、他ニ御質疑ハゴザイマセヌカ、御質疑ガナケレバ今日ハ此ノ程度デ散會致シタイト存ジマスガ、如何デゴザイマスカ

○山隈康君 ハイ、委員長=……

○委員長(子爵保科正昭君) ノレデハ是ニテ散會致シマス、此ノ次ハ月曜日二十四日午前十時ヨリ開會致シマス

午前十一時四十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長	子爵保科 正昭君
副委員長	男爵奥田 剛郎君
委員	公爵島津 忠重君
	侯爵佐竹 義春君
	伯爵柳原 久英君
	子爵仙石 松吉君

國務大臣	山田	三良君
内田	光行	
木村		
男爵本多		
次郎君		
次田大三郎君	次田	重成君
尙達君		
政樹君		
山隈	結城	
岩村	通世君	
司法大臣		
司法次官	大森	
斎藤	洪太君	
池田	直一君	
正木	克君	
石田	亮君	
壽君		
政府委員		
司法省民事局長		
司法省刑事局長		
司法省刑政局長		
司法書記官		

昭和十九年一月二十二日印刷

昭和十九年一月二十三日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局